注１　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

２　提出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第五号の九　［略］

別表第五号の十　［略］

別表第五号の八　［同左］

別表第五号の九　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（基幹放送局の事業計画）		（基幹放送局の事業計画）	
第六条　申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		**第六条**　［同上］	
［一～七　略］		［一～七　同上］	
八　基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項		八　［同上］	
区分	記載事項	区分	記載事項
イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項 (7)　業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項	イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ　［略］	［略］	ロ　［同上］	［同上］
ハ　［略］	［略］	ハ　［同上］	［同上］

別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［同左］

［１枚目　略］　［１枚目　同左］